

基本施策評価シート

基本施策最終評価

B

基本施策通し番号 23

基本施策 越前おおの型農業の推進
構成施策

施策番号	施策名	施策最終評価
施策1	農業と農山村の活性化対策	B
施策2	多様な経営体の共生による農業の振興	B
施策3	農産物の総ブランド化の推進	B
施策4	農地の適正な管理と農業基盤整備の推進	B
施策5	鳥獣害のない里づくりの推進	A

成果指標

指標	内容	平成32年度	平成29年度末実績	単位	平成29年度の成果の検証
活性化に取り組む集落数	活性化モデル集落への累積支援数	30	21	団体	集落等が一体となり園芸振興に取り組む新規の2団体に支援を行った。
新規就農者数	新規就農を支援した人の累積人数	30	25	人	新規就農者を1名認定し、担い手の確保を図った。
特産作物の生産拡大	生産拡大のため機械購入を支援した累積数	45	46	件	12件の機械整備に補助し、特産作物の生産拡大を図った。
特産作物の生産促進	里芋、ナス、ネギ、キクの作付面積	里芋130 ナス13 ネギ40 キク16	里芋94.0 ナス3.2 ネギ28.7 キク11.9	ha	各種補助事業により、ナスは前年度の面積を維持できたが、他の特産作物は、前年度の作付面積から減少した。
環境調和型農業の実践	有機JAS福井県特別栽培農産物認証制度の実践者数	JAS10 県特裁80	JAS5 県特裁88	人 経営体	環境保全型農業の支援などにより、県特裁の実践者数は増加している。
耕作放棄地の再生	農地への再生累積面積	2.2	1.7	ha	29年度の目標は達成できなかった。
農道舗装整備率	実農道延長に対する舗装済延長の割合	90	90	%	29年度の目標を達成し、農道舗装の整備を図った。
有害鳥獣被害の防止	防護柵の延長	181,000	173,039	m	電気柵の整備については、要望集落に対し補助を行うとともに、電気柵設置後の管理等の現地研修会や獣害対策講習会を開催し、鳥獣による農林産物等への被害低減を図っている。

後期基本計画策定時の「現状」と「課題」

現 状	大野市の農業は、肥沃な農地と水資源に恵まれ、良質な農産物を生産することにより発展してきた。しかしながら、農政改革の中、米価の下落、生産資材価格の高騰、後継者不足により農業を取り巻く環境は厳しく、また、農山村集落では人口減少、高齢化の進展による地域活動の低下などが顕著となり、農業・農山村の現状は極めて厳しい状況にある。
課 題	・多様な担い手の確保と育成、里芋、ネギ、キクなど農林産物の総ブランド化、六次産業化などの高付加価値化による農業者の所得向上、農業経営基盤の整備や適正な管理維持、さらにイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルなどの有害鳥獣対策が必要。 ・また、木質バイオマス発電所の排熱利用による農業振興も取り組む必要がある。

社会情勢・市民ニーズの変化

・社会情勢では、平成29年12月に日EU経済連携協定(EPA)の交渉妥結、平成30年3月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)に日本を含む11カ国が署名している。国内では平成30年産米から国の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金が廃止され、農業経営への影響が懸念されている。

・市民ニーズでは、農業・農山村について、高齢化、少子化の進展と、若年層の農業・農地への意識低下も進み、将来の集落活動の維持が不安になっている。

・農業経営については、山際など小規模圃場が分散し作業の効率化が困難であり、集落営農組織の規模拡大が限界となってきたとともに、後継者も不足している。また、農業用機械の更新費が経営に負担となっている。

・農地や農業施設の維持保全では、圃場の大規模化による生産コストの縮減や水路、畦畔、農道の補修等を図りたいが、負担金を出してまで実施したいと思う農家が少なくなってきた。また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能直接支払事業による活動も高齢化により実施が困難な集落も出ており広域化も必要である。

・鳥獣害については、電気柵の普及によりイノシシの被害は一定程度効果が出ているが、サル、シカの対策が急務である。また、集落内でも電気柵の設置、維持管理、下草刈りなどを行う労力も不足している。

現在の「現状」と「課題」

現 状	農業・農山村の高齢化、少子化が進み、後継者が不足する中、平成30年産米からの国による生産数量目標配分と米の直接支払交付金の廃止により、農業の将来展望が厳しくなっている。
課 題	・平成30年産米から国による米の生産数量目標配分と直接支払交付金(7,500円/10a)が廃止されることから、米の生産調整による米価の下落を防止し、園芸作物の導入による経営の複合化を促進しなければならない。 ・重点道の駅に設置される農林産物直売所の開業を見据え、園芸作物の生産拡大と出荷組織「産直の会」の設立と出荷者を確保しなければならない。

基本施策の「成果」

成 果	・平成29年3月に改訂した越前おおの型 食・農業・農村ビジョンに基づき、集落などが一体となって取り組む園芸作物の生産促進への取り組みを進めた。 ・特産作物の生産拡大に向け機械購入補助を拡大した結果、12件の支援を行うことができたが、生産面積の拡大にはいたらなかった。
-----	--

改善点

・今後も、農業経営の安定化に向け、国や県への要望などの働きかけと、特産作物を主とする園芸作物の生産を担う中小規模農家への支援も行い、園芸作物の振興策を図る。

・特産作物であるにサイトモについては、生産奨励金の交付要件を改正し、作付拡大を図る。

・重点道の駅に設置される農林産物直売所開業を見据えた園芸作物の振興と出荷組織「産直の会」設立に向け支援を行う。

・引き続き新規就農者の就農後の継続したサポート体制の強化や受入体制の整備を進めるとともに、小規模農家や女性、若年層が農業経営に参画しやすい環境の整備を図っていく。